

議案第 24 号

墨田区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等について必要な事項を定めるものとする。

(指定介護予防支援の事業の基準)

第 2 条 法第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定による条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「省令」という。第 32 条で定める部分を除く。）に定めるとおりとする。

(基準該当介護予防支援の事業の基準)

第 3 条 法第 59 条第 1 項第 1 号の規定による条例で定める基準は、省令第 32 条に定めるとおりとする。

(指定介護予防支援の事業の申請者の資格)

第 4 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の一部改正により、指定介護予防支援の事業に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める必要がある。